

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案 の基本的な構成(案)

平成27年9月

1. 目的

条例の制定目的を規定します。

2. 責務、役割、連携協力等

条例の制定目的を達成するため、関係する各主体の責務、役割、連携協力を規定します。

(例)

県の責務、県民の役割、事業者の役割、交通安全団体の役割、市町等との連携協力、県民運動の展開 等

3. 自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の推進

条例の制定目的を達成するため、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策について規定します。

(例)

- ・ 自転車の安全で適正な利用（関係法令の遵守、技能や知識の習得 等）
- ・ 乗車用ヘルメットの着用、自転車の点検整備や防犯対策
- ・ 自転車損害賠償保険等への加入
- ・ 学校等や家庭における交通安全教育、事業者による交通安全教育
- ・ 自転車を利用した観光の推進
- ・ 道路環境の整備、広報・啓発 等

4. その他

その他、自転車の安全で適正な利用の促進を図るために必要な事項について規定します。

(例) 財政上の措置 等